

令和6年度 鶴谷中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂
佐伯市立鶴谷中学校

1. いじめに関わる基本認識

いじめは本質的に、人間関係の基礎となる互いの「影響力」の悪用、乱用である。それゆえ、どの生徒にも起こりうる問題であるばかりか、社会生活を営む全ての人に関わる問題である。私たちは正しい知見と理性をもって、学校でおこるいじめの防止に努める。

- ① **いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。**
- ② いじめは人権侵害そのものであり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見が困難である。
- ④ いじめは行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する行為である。
- ⑥ いじめは心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える行為である。
- ⑦ いじめは生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- ⑧ いじめは学校内で組織的に対応することはもとより、学校、家庭、地域社会など関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって連携して取り組むべき問題である。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。 【引用：平成25年「いじめ防止対策推進法」】

※ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめを受けた生徒や周辺の状況などを客観的に確認することも重要(いじめがあった場合でも、被害生徒がいじめを否定することもある)。

(2) 具体的な行為の例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団で無視をする。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品を強要される。
- 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- インターネットやメール、電話などで誹謗中傷されたり嫌なことをされたりする。 など

※ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んで、3ヶ月を経過していること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行います。

(4) いじめに対する基本的姿勢

① いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、どのような社会にあってもいじめはいじめの側が悪いということを明確且つ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が最も重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に豊かな情操や道徳心、互いの存在を認め合い尊重し合う共感的な態度を養うことが必要である。

加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校作りも重要である。

教師の姿勢

生徒は、教師の立ち居振る舞いや言動に大きく影響される。そのため、常に見られていることを意識し、緊張感を持って正しい倫理観や道徳観、人権意識を感じさせる存在でなくてはならない。「いじめはさせない、許さない」と明言することも必要であるが、自己開示をする中で共感的な信頼関係を構築することも重要である。

学級経営

多くのいじめが学級や部活動といった閉じた人間関係の中で発生する。よって学級のあり方が重要であると考えられる。具体的な取り組みとしては以下の通り。

- ・生徒理解を深め、信頼関係を築くための細やかな生徒の観察、日常の声かけ、日記指導。
- ・グループエンカウンターなどの手法を使い、好ましい人間関係の構築や自己肯定感を高める活動。
- ・Q-Uを利用して学級の実態を把握し、実態に即した対応をする。
- ・いじめについて扱うだけでなく、正しい道徳観を身につけるための道徳、人権学習の充実。
- ・教室環境整備。
- ・学級の様子を通信などで知らせる。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で発生、進行するものであり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持って積極的に情報収集を行い認知することが必要である。また、ふざけあいなどのいじめが発生しやすい前段階から指導していくことも重要である。早期発見のための取り組みの具体は以下の通り。

- ・ 毎月の生活アンケート実施。
- ・ 生活アンケートの内容は、生徒が記入しやすいように選択方式を取り入れる。
- ・ 生活アンケートをもとに、気になる生徒への毎月の担任によるチャンス相談実施。
- ・ チャンス相談と平行し、生活アンケートに書かれた内容および相談結果、対応を学年部で集約し、「いじめ不登校対策チーム会議」にかけ、今後の対応を協議。その後、全体連絡会で全教職員に周知。
 - ・ 学期に1度の全生徒対象の教育相談実施。
 - ・ いじめ相談ダイヤルなどの電話相談窓口の周知。
 - ・ 困ったときに相談ができるように、普段からの教師の声かけ。

③ いじめへの対処

いじめが発覚された場合、ただちに教職員が連携し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認すると共に、周囲の生徒にも聞き取りを行い、正確な事実を明らかにすることがきわめて重要である。その上で、しかるべき報告、連絡、相談をしながら、組織的に対応する。決して十分な聞き取りを行わないまま当人同士を会わせるなどの性急な対応をしない。

また、保護者や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて福祉や警察などの関係機関との連携が必要である。対応の具体は以下の通り。

- ア 情報のキャッチ・・・・・・・・・・ただちに生徒指導主事を窓口「いじめ・不登校対策チーム」及び管理職に報告、相談。
- イ 生徒から聞き取り・・・・・・・・・・心情を配慮し、時間をかけて共感的に聞き取りを行う。
- ウ 被害生徒家庭への連絡・・・・・・・・・・得られた情報を可能な限り伝える。
- エ 方針決定・・・・・・・・・・管理職を交えて具体的な対応と役割を決める。
- オ いじめた生徒、保護者への対応・・・・・・・・事実の丁寧な聞き取り。孤立感を感じさせないように配慮。
可能であれば謝罪の場を持つが、被害生徒の心情を第一にする。
- カ 学級、学年への指導・・・・・・・・・・「観衆」、「傍観者」も当事者。我が事として考えさせる。
- キ 指導の継続・・・・・・・・・・収束したとしても継続して組織的に見まもる。

④ 家庭との連携

家庭の温かな人間関係の中で、道徳観や規範意識を身につけさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感を育むため学校関係者と地域、家庭との連携を進める。

また、いじめの背景にある学習、家庭、人間関係でのストレスなどの要因に着目し、家庭から学校への相談が気軽にできる雰囲気作りを目指す。

いじめに関する理解を深めるため、保護者を対象にした啓発活動にも務める。

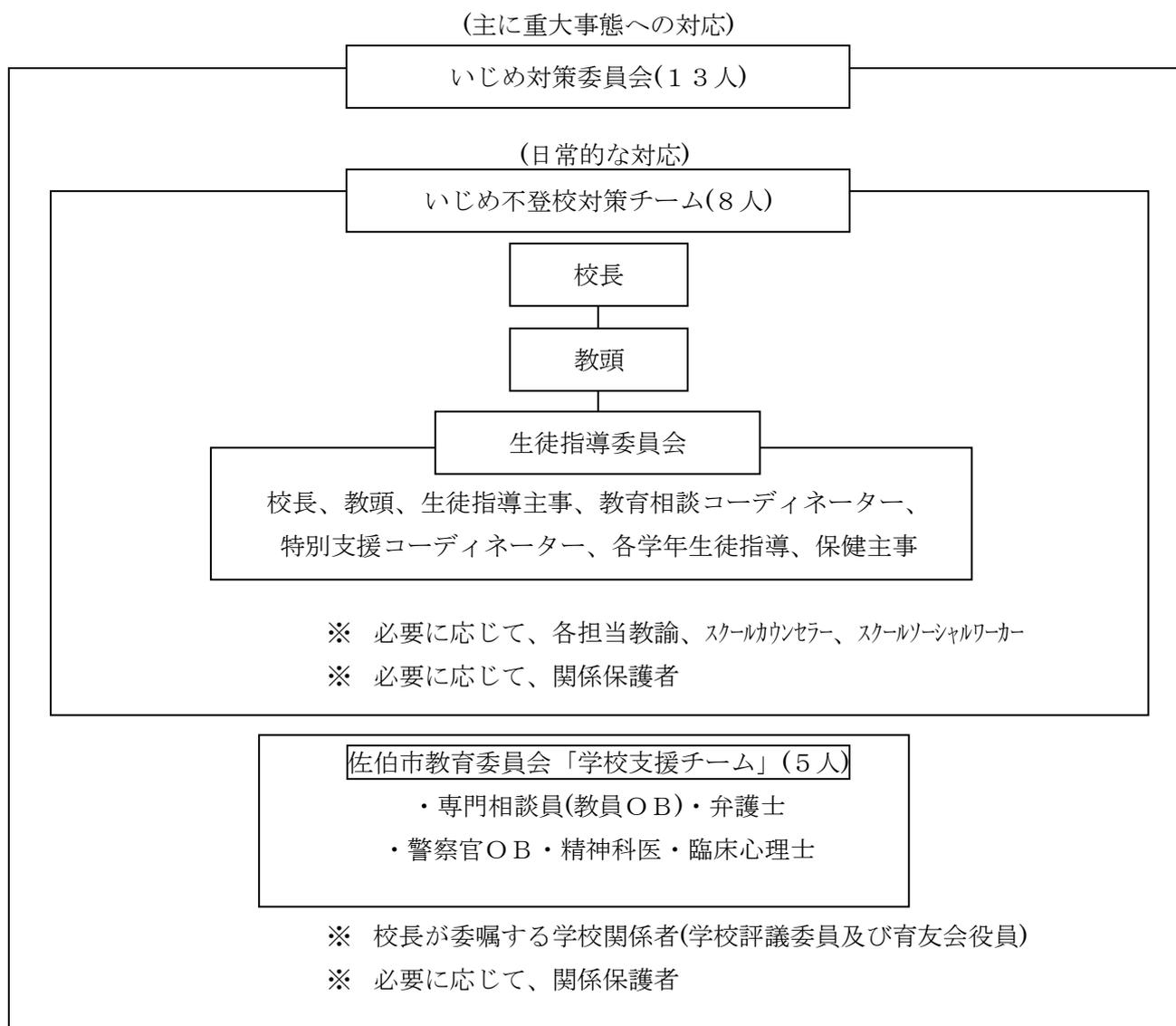
⑤ 関係機関との連携

学校だけの対応では、十分な効果が見られない場合もあるので、必要に応じて、警察、児童相談所、市役所福祉課、医療機関、法務局などと適切な連携をする。また、そのために日頃から関係機関の担当者と情報共有をすすめておく。

(5) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

(6) いじめ対応組織



重大事態の発生とは

- 1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品などに重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間 30 日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合迅速に調査に着手する。
- 3) 「児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

(引用：国立教育政策研究所「いじめのない学校づくり」)

(7) いじめ対応と未然防止の具体

<p>いじめ</p>	<p>(いじめの基本認識)いじめは人権侵害そのものであり、偏見に根ざした差別行為であり、個人の尊厳を大きく傷つけるだけでなく、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。いじめを全ての生徒に関わる問題として捉え、その防止と対応に組織的に取り組み問題解決を図る。</p>				
<p>計画的な未然防止</p>	<p>全ての生徒のいじめ被害、いじめ加害の可能性を減らすための取り組み。 全ての教育活動において、傷つけたりバカにしたりする言動を許さない姿勢を打ち出し、安心、安全に過ごせる環境をつくる。(居場所づくり) 思いやり、規範意識、他者、集団との関わりを大切にしたいという思いを培う場の提供。(絆づくり)</p>				
<p>通常の生活における予防的取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相談しやすい環境作り。窓口を明示し、周知する。 <input type="checkbox"/> 授業改善をはかることにより、わかる授業を心がけ「学びに向かう集団」をつくる。 <input type="checkbox"/> 自己肯定感、自己有用感を育む行事など学級活動の取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 道徳の時間に、計画的系統的な人権学習の実施。 <input type="checkbox"/> 地域交流や職場体験学習、ボランティア活動を通して、社会性や思いやりの心を育む。 				
<p>早期、組織的対応</p>	<p>起きてしまったいじめのみならず、いじめにつながるような不適切な他者との関わりや不安、心配を見逃さず、情報を素早く確実に共有し、迅速かつ丁寧に問題解決を図る取り組み。 日頃から生徒の観察を怠らず、変化を敏感に感じ取り早期発見を目指す。生活アンケート、教育相談の実施。 被害者保護を第一に、学年組織を基本に全校で素早く情報を共有し、組織的に対応。</p>				
<p>被害生徒から聞き取り及び保護者への対応</p>	<p>(緊急対応のポイント)管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任が担任に同行するなどして複数で対応する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">生徒</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「いじめられた生徒にも責任がある」「やりかえせ」などは絶対にいわない。「必ず守り抜く」「いじめられた生徒は決して悪くない」ことを伝える。 <input type="checkbox"/> 被害生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら可能な限り詳細に聞き取る。 <input type="checkbox"/> 被害生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的に聞きながら事実確認をする。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保護者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者の思いを聞き、これまでの指導で不十分な点があれば、真摯に謝罪する。 <input type="checkbox"/> 被害生徒と保護者に学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、継続して連絡を取り合う中で、具体的な対応を提示する。 <input type="checkbox"/> 得られた情報は可能な限り知らせる。 </td> </tr> </table>	生徒	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「いじめられた生徒にも責任がある」「やりかえせ」などは絶対にいわない。「必ず守り抜く」「いじめられた生徒は決して悪くない」ことを伝える。 <input type="checkbox"/> 被害生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら可能な限り詳細に聞き取る。 <input type="checkbox"/> 被害生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的に聞きながら事実確認をする。 	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者の思いを聞き、これまでの指導で不十分な点があれば、真摯に謝罪する。 <input type="checkbox"/> 被害生徒と保護者に学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、継続して連絡を取り合う中で、具体的な対応を提示する。 <input type="checkbox"/> 得られた情報は可能な限り知らせる。
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「いじめられた生徒にも責任がある」「やりかえせ」などは絶対にいわない。「必ず守り抜く」「いじめられた生徒は決して悪くない」ことを伝える。 <input type="checkbox"/> 被害生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら可能な限り詳細に聞き取る。 <input type="checkbox"/> 被害生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的に聞きながら事実確認をする。 				
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者の思いを聞き、これまでの指導で不十分な点があれば、真摯に謝罪する。 <input type="checkbox"/> 被害生徒と保護者に学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、継続して連絡を取り合う中で、具体的な対応を提示する。 <input type="checkbox"/> 得られた情報は可能な限り知らせる。 				
<p>対応方針の決定及び役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にすると共に、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。 <input type="checkbox"/> 収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。 				
<p>いじめた生徒・周囲の生徒から事実の聞き取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測など聞き取る側の主観が入らないように慎重に行う。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、周囲の生徒、関係教師に対して、聞き取りや質問調査紙での調査をする。 <input type="checkbox"/> 加害生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 周囲の生徒から聞き取る際には、「困っている友達はいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫をする。 				
<p>いじめた生徒・保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問(または保護者召喚)により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく、学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。 <input type="checkbox"/> 被害生徒に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。 <input type="checkbox"/> 人間関係の持ち方、仲間への共感的な関わりなど大切な考えや態度を学習する機会であると伝える。 <input type="checkbox"/> 加害生徒が自らの責任を自覚し、償いを考える方向で指導する。 <input type="checkbox"/> 加害生徒や加害生徒の保護者が責められているという感情を持ちやすいことに配慮し、孤立感を感じないように保護者とともに解決に向けて取り組むことを伝える。 <input type="checkbox"/> 教育上必要があると認めるときは、加害生徒を教室以外の場所で学習させる。また、懲戒を加える。 				
<p>学級・学年全体への指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害生徒、保護者の了承を得た上で指導する。 <input type="checkbox"/> 学級、学年の観衆、傍観者の立場の生徒に対しても、強化したり容認したりしていじめに加担していることを理解し、自分の問題として考えるよう指導する。 <input type="checkbox"/> 「いじめは許さない」という教師の断固たる姿勢を改めて示す。 <input type="checkbox"/> 再発防止のため、話し合い活動などを通して、いじめが許されない行為であるという態度を育成する。 				
<p>指導の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 解決したと思われる場合でも、外征とのメンタルケアなど、継続して注意を払い組織的に必要な措置を執る。 <input type="checkbox"/> 加害生徒の行為の背景を考慮に入れ、心理的安定と思いやりの心など成長を促す声かけ、見守りを行う。 <input type="checkbox"/> 関係した生徒の保護者に対して、日々の様子を伝えたり家庭の様子を聞いたりするなどして、連携を強化し、再発防止に努める。 				
<p>関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 関係生徒への継続的なカウンセリングのため、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。 <input type="checkbox"/> 暴力、恐喝などを伴ういじめについては、早急に所轄警察署に通報し、援助を求める。 <input type="checkbox"/> インターネットを通じたいじめに関しては、情報の削除や発射者情報の開示など速やかに法務局に協力を求める。 <input type="checkbox"/> 場合によっては、市教委「学校支援チーム」や県教委「生徒指導推進室」に協力を依頼し、指導・助言を求める。 <input type="checkbox"/> 関係機関への報告、連絡は逐次速やかに行う。 				

いじめ・不登校対策チーム

(8) ネット上のいじめへの措置

① 学校による状況把握

- 携帯、スマートフォンなどインターネット環境の調査実施。
- 育友会資料で保護者への啓発。

② 生徒への対応

1) 未然防止

- ネットモラルに関する講習会。
- 技術家庭科、道徳、学活でネットモラルについての授業実施。

2) 発覚した場合の対応

- 基本的には、その他のいじめと同様の対応をする。
- 被害者生徒への対応
 - ・ きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
- 加害者生徒への対応
 - ・ 加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- 全校生徒への対応
 - ・ 個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への事後指導を行い再発防止に努める。

③ 保護者対応

- 迅速に連絡し、情報提供を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。
- 学校での対応には、限界があるので、警察への相談も進める。

※書き込みサイトへの削除依頼について

- サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。
- 必要があれば法務局に連絡し、削除を依頼する。

(参考：大分県教育委員会「いじめ問題対応マニュアル」)

(9) 年間の主な指導計画(令和5年度)

月	指導計画
4月	生活アンケート チャンス相談・仲間作りのエンカウンター
5月	
6月	全員対象教育相談 ネット講習会
7月	↓ 生徒会人権集会 いじめ撲滅宣言
8月	
9月	生活アンケート チャンス相談・仲間作りのエンカウンター
10月	
11月	全員対象教育相談
12月	↓ いじめ撲滅宣言振り返り
1月	生活アンケート チャンス相談・仲間作りのエンカウンター
2月	全員対象教育相談
3月	↓